

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

改正案	現行
<p>(適用の特例) 第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(有価証券に関する注記) 第九条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(適用の特例) 第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(有価証券に関する注記) 第九条 (略)</p> <p>2 当四半期会計期間において、財務諸表等規則第八条の七第三項各号に定める事項に関して、前事業年度の末日に比して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、その内容を注記しなければならない。</p>

<p>(会計基準の特例に関する注記)</p> <p>第八十四条 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨</p> <p>二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨</p> <p>三 (略)</p>	<p>(会計基準の特例に関する注記)</p> <p>第八十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成している旨</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>
--	--